

新規就農の手続き(個人用)

農外から新規就農するにあたっては、農地を借りる手続きが必要です。個人で新たに農地中間管理事業を利用して農地を借りる場合には、市へ申請書を提出し、参入要件を満たしているかの審査を受け、内容が適切と認められる必要があります。

＜農業参入の主な要件＞

- すべての農地を良好に耕作できること
 - 農地を適正に管理できる技術を有していると認められること
 - 就農前に研修等で農業技術や知識を習得すること
 - 営農計画、資金計画が適切と認められること
 - 必要な農作業に常時従事(原則年間 150 日以上)すること
 - 地域と調和した営農を行うこと
 - 近隣農地、住居に配慮した耕作を行うこと
 - 地域で展開されている営農を妨げないこと
 - 農薬の使用を減らす・使用しない農法の場合は特に周辺への影響に注意すること
- *その他にも要件や注意事項がございます。研修等を開始する前に、詳細について農政事務所にご相談ください。



＜農業参入制度の種類＞

横浜市では主に以下の制度で新規参入者の受入れを行っています。いずれの手続きに関しても、申請書等を作成いただき、申請内容の審査を受けていただきます。なお、本内容は令和8年4月1日時点の情報となり、今後、制度が改正される可能性もあります。

(1) 認定新規就農者

- ＜年齢要件＞ 18 歳以上 45 歳未満 (要件を満たせば 65 歳未満)
- ＜研修＞ 神奈川県立かながわ農業アカデミーなどの研修教育施設、横浜チャレンジファーマー研修又は市内先進農家等で研修を一定期間受けること (※)
- ＜その他＞ 営農開始 5 年後に年間農業所得 200 万円程度を目標とした青年等就農計画の作成が必要

(2) 農業従事経験者

- ＜年齢要件＞ 15 歳以上
- ＜研修＞ 市内で農家研修や援農等の農業従事経験 3 年以上 (※)
(市民農園や家庭菜園、短期間の援農は従事経験対象外)
- ＜その他＞ 参入予定地を自助努力で確保し、就農予定地の農業委員又は最適化推進委員を含む地域農業者 3 人以上の推薦状を提出して頂きます。



- (※) 農家研修については、研修先農家の概要、研修日数及び期間、研修内容を事前に確認しますので研修先の決定前に農政事務所にご相談ください。ただし、研修先農家のあっせんは行いません。なお、農薬を使わない農法を希望される場合も慣行栽培の研修が必要です。

10a 程度、農業売上 50 万円程度の小規模の耕作を希望する場合には神奈川県が実施している「かながわ農業サポーター制度」があります。制度及びスケジュールは神奈川県にお問合せください。

<手続きの主な流れ>

各制度による主な流れは以下のとおりとなります（日程は目安です）。審査通過や認定後に、農地の貸し借りの手続きや地元調整などの営農開始に向けた準備を行います。

(1) 認定新規就農者

認定時期	8月審査	2月審査
① 事前相談（研修内容の確認）	5月まで	前年11月まで
② 青年等就農計画の仮提出	6月上旬まで	前年12月上旬まで
③ 関係機関によるヒアリング	6月下旬から7月中旬	前年12月下旬から1月中
④ 青年等就農計画の本提出	7月10日から7月末まで	1月10日から1月末まで
⑤ 審査会	8月上旬	2月上旬
⑥ 青年等就農計画認定	8月下旬	2月下旬
⑦ 農地の貸借に係る必要書類の提出期限	前年12月末まで	4月末まで
⑧ 営農開始（農地の確保後）	4月から	8月から

(2) 農業従事経験者

	4月参入	8月参入	12月参入
①事前相談（要件の確認）	前年10月まで	2月まで	6月まで
②参入申請書案の提出	前年10月末	2月末	6月末
③市担当者会議での参入申請書案の確認	前年11月中旬	3月中旬	7月中旬
④参入申請書の本提出	前年11月末	3月末	7月末
⑤審査会	前年12月上旬	4月上旬	8月上旬
⑥審査結果通知	前年12月中下旬	4月中下旬	8月中下旬
⑦農地の貸借に係る必要書類の提出期限	前年12月末まで	4月末まで	8月末まで
⑧営農開始	4月1日	8月1日	12月1日

<農業参入にあたっての注意事項>

- 参入手続きの中で、市内部の関係部署、農業委員会、地元農家団体、農業協同組合等へ情報提供・確認等を行います。
- 最初の農地の貸し借りの期間は原則として1年～1年8か月になります。更新時に貸手と借手の合意があれば貸借権の延長及び期間の変更が可能です。
- 農業参入後は就農状況報告が必要です。参入後5年又3年間、毎年6月末までに横浜市に提出していただきます。

お問い合わせ先

●横浜市みどり環境局北部農政事務所（都筑区茅ヶ崎中央3番1号 都筑区総合庁舎4F）
 （所管：鶴見区、神奈川区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区）
 電話：045(948)2478 FAX：045(948)2488 Email：mk-hokubunosei@city.yokohama.lg.jp

●横浜市みどり環境局南部農政事務所（戸塚区戸塚町16番地17 戸塚区総合庁舎8F）
 （所管：西区、中区、南区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区）
 電話：045(866)8491 FAX：045(862)4351 Email：mk-skyfarm@city.yokohama.lg.jp